

島本町教育委員会 会議録（令和元年第10回 定例会）

日 時	令和元年9月27日（月） 午前9時30分 ～ 午前10時00分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、高岡教育委員、藤田教育委員、西山教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）川口課長、石橋参事 （子育て支援課）南田課長、廣井参事 （生涯学習課）奥野課長
欠 席 者	森田教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第33号議案 令和元年度教育費補正予算（案）について 第12号報告 島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正の臨時代理について 第13号報告 平成31年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査結果」の公表について 第14号報告 令和元年度中学生チャレンジテスト（中学3年生）の結果について
議 決 事 項	第33号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、令和元年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

議案の審議に先立ちまして、先日開催されました町議会において、高岡教育委員が再度選任されましたのでご報告いたします。高岡教育委員の任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日までとなります。よろしく願いいたします。

それに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、引き続き教育長の職務代理者に「高岡教育委員」を指名しますので、よろしく願いいたします。

第33号議案「令和元年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

第33号議案「令和元年度教育費補正予算(案)について」ご説明申しあげます。

第33号議案資料をご覧ください。款)教育費、項)教育総務費、目)事務局費の36,000円の増額及び、目)教育センター費42,000円の増額は、10月1日からの最低賃金の改定に伴う増額に伴うものでございます。また、歳出内訳説明書の教育センター費の二段目の賃金、支援講師の20,000円の増額でございますが、こちらは、今年度配置いたしました支援講師が交通費の必要な職員ということで増額をさせていただくものです。

続きまして、目)幼稚園費、賃金の3,000円の増額は、10月からの公共交通機関の運賃が改定されることに伴いまして増額をするものでございます。続きまして、賃金12,000円の増額及び児童

福祉施設費 35,000円の増額は、いずれも10月1日からの最低賃金の改定に伴う増額でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第12号報告「島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第12号報告「島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正の臨時代理について」、ご説明申しあげます。

報告資料の1ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本年10月からの無償化の実施につきまして、町議会9月定例会議に関連条例の改正案を上程し、ご可決いただきましたことから、今回、関連規則についても改正を行ったものでございます。

教育委員会が定める規則その他の規程の制定改廃につきましては、本来、教育委員会の議決を経るべき案件でございますが、10月からの無償化の実施に当たって、利用者に対しまして、事前に手続の案内等を行い、一定の期間を確保しなければならない関係上、改正条例の公布後、直ちに改正規則も公布する必要がございました。このことから、教育委員会議を招集する暇がないと判断し、本規則の改正について、教育長による臨時代理をさせていただいたものでございます。

次に、改正内容でございます。全部で5件の規則に係る一部改正となっております。

11ページをご覧ください。主な改正内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。始めに、「島本町立幼稚園設置条例施行規則」の改正に関するものでございます。まず、第8条の改正でございます。長時間の預かり保育、いわゆる、「就労支援型」の利用基準につきまして、子ども・子育て支援法に基づく保育認定を受けた者に限るよう改めるものでございます。また、土曜日の利用ができる者を、例えば、保護者のいずれとも土曜日が所定勤務日である世帯などに限るようにするとともに、利用できる期間も、保育認定の有効期間に合わせるよう定めるものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。第14条の改正でございます。土曜日の預かり保育の利用基準につきまして、子ども・子育て支援法施行規則に定める保育を必要とする事由に準ずるものに改めるものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。第17条の改正でございます。無償化の実施に伴い、保育料の滞納を事由とする退園処分の規定を廃止するものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則」の改正に関するものでございます。まず、第2条の改正でございます。条例において、年収約360万円未満世帯の子ども及び第3子以降の子どもに係る預かり保育料及び延長保育料の無償措置を定めたことに伴い、規定を整理するものでございます。次に、第3条以降の改正でございます。いずれにつきましても、無償化の実施に伴い、これまで規則において定めていた内容について、条例において定めることとなりましたことから、関係規定を整理するものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。「島本町保育所条例施行規則」の改正、また、21ページの「島本町保育の実施に関する規則」の改正、22ページの「島本町保育の必要性の認定に関する規則」の改正でございますが、主に引用規定の条ずれ及び文言を整理するものでございます。

最後に、施行期日は、令和元年10月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

1 ページ目の第15条第3項ですが、「土曜日の長時間の預かり保育について所定の申込書の他、教育長の定める書面においてその利用の見込みがない場合にも当該保育を実施しないものとするもの」の「書面においてその利用の見込みがない場合にも」の「にも」ですが、「場合には」ではないですか。

子育て支援課長

申込書には添付書類が必要でございます。それが就労条件を確認する書類であり、書類がなければ対象にならないということですが、提出された書類において利用見込みがないことが確認できれば、それについても対象外、ということでございます。

子育て支援課参事

もう1点改正した趣旨といたしましては、就労支援型幼稚園につきましては、一度申請していただき、許可を受けますと、卒園されるまで継続して利用することができます。申請いただいた際には、土曜日の利用も含むと申込書において確認していただいているのですが、1年ごとに土曜日の長時間の預かり保育をするか、しないかを判断いたしますので、仮に、4歳児の時点で就労支援型幼稚園を申し込まれて、5歳児になるまで丸2年間利用許可を受けている方につきましても、5歳児の時に改めてその1年における土曜日の利用の見込みを伺います。これまで、運用上におきまして、4歳児から継続して利用される方につきましては、5歳児になった時点で伺っているところなのですが、現行においては運用が明文化されておられませんことから、この度無償化の実施に伴い、運用を整理する中で明文化させていただいたのでございます。

子育て支援課長

14 ページで明文化しております。

教育長

他にございませんか。

教育委員

条文の改正案のうち、13 ページの第14条第1項第2号については、子ども・子育て支援施行規則が**現行第8条の条文**を網羅しているという認識でよろしいでしょうか。

子育て支援課長

11 ページをご覧ください。基本的には子ども・子育て支援施行規則の内容はこちらと一致をさせている形でございます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第13号報告「平成31年度(令和元年度)「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 第13号報告「平成31年度(令和元年度)「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」ご説明いたします。

資料1枚目は、結果公表の資料としてまとめたものでございますので、ここでは2枚目の資料「学力学習状況調査の結果概要」をご覧ください。

本年度も学力調査と質問調査が実施されました。学力に関わる調査は小学校は国語、算数の2教科で、中学校は国語、数学、英語の3教科について実施されました。中学校の英語調査について、本年度「話すこと調査」が特例的な措置において実施されました。なお、昨年度までは国語、算数数学の2教科では、知識に関する問題(A調査)と、活用に関する問題(B調査)で実施されていましたが、本年度は一つの教科としてそれぞれ実施されました。

小学校平均正答率については、昨年度は、国語及び算数のA、B調査とも、全国的に平均を上回っていましたが、本年度も、国語及び算数とも、全国平均を上回る結果となりました。中学校については、いずれの教科、問題区分において、全国平均を上回る良好な結果となりました。無解答率につきましては、小学校では、国語及び算数とも、数値として全国平均を上回る結果となっており、課題は残っております。中学校では、いずれの教科、問題区分において、全校平均にして良好な結果となりました。

次に、同じ資料の(2)学習状況調査結果の概要の右枠内、中段四角の2つ目をご覧ください。「他者との自分の考えを深めたり、広げたりする授業づくり」の項目で、「学級の友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていると思うか」という質問について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた児童生徒の割合を記載しております。小学校中学校ごとの全国比を記載しておりますが、小中学校共、全国平均を上回り、話し合う活動が

増え、ペア学習やグループ学習などにおいて、自分の考えを深めようとしていることが見て取れます。これは、主体的、対応的で、深い学びの授業を進めている中での効果として、一定授業改善が進んでいるものとして受け取れます。

次に、家庭学習の意識については、右枠内下段をご覧ください。「①家で自分で計画を立てて勉強していますか」「②学校の授業時間以外に普段月曜日から金曜日一日あたりどれくらいの時間勉強しますか」の二つの質問項目では、小学校では、昨年度より全国との差は広がりましたが、数値は上がりました。計画を立てて勉強を行うことが課題です。②は質問項目が昨年度では「家で学校の授業の予習、復習をしていますか」であり、単純比較はできませんが、昨年度同様、学校授業以外での勉強をしている割合が、全国よりも低い結果が見て取れます。学校以外の学習について保護者と連携していく必要があります。

中学校では、①の「家で自分で計画を立てて勉強していますか」の項目では、昨年度は+6.3ポイント、本年度では-3.8ポイントと、全校平均を下回る結果となりました。②は小学校同様、単純比較はできませんが、昨年度同様、学校授業時間以外での勉強している割合が、全国より低いことが見て取れます。家庭学習については、小中学校ともに、自学自習力の育成にまだまだ大きな課題があると考え、補充学習や自主学習会など、さまざまな学習の場の設定や家庭学習の充実に向けた家庭との連携を通して、自ら学ぶ力の取組みについて検討していくことが今後の課題と考えております。

以上説明させていただいたことを文章化し、まとめました資料を、地域保護者への説明責任を果たすため、ホームページ、広報にて公開したく思います。

以上、簡単ではございますが、「平成31年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

資料のどちらを公表予定ですか。

教育推進課長

A3版につきましては、説明資料として作っております。前2枚の裏表の部分がホームページでの掲載、さらに簡易版を広報しまもとに

掲載予定です。

教育委員

昨年は調査がAとBの2つに分かれていて、今年はひとつの調査となっていることについてもどこかで触れてお知らせした方がいいかと思いました。

教育推進課参事

調査の区分がなくなるというところの説明についてですが、ホームページの資料に関しましては、今お渡ししている資料の1枚目をそのままホームページにあげますので、大丈夫かと考えております。

教育長

他にございませんか。

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第14号報告「令和元年度中学生チャレンジテスト（中学3年生）の結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは第14号報告「令和元年度中学生チャレンジテスト（中学3年生）の結果について」ご説明いたします。

令和元年6月19日水曜日に町立第一中学校及び町立第二中学校の第3学年を対象に大阪府チャレンジテストが実施されました。この度は、全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について説明をさせていただきます。

資料の1枚目が中学3年生の教科別結果概要の平均点を分析したものとなっております。2枚目は現在の中学3年生における1年次からの定年比較をグラフにまとめたものとなっております。

では、資料1枚目をご覧ください。教科別の調査結果につきましては、5教科全てにおいて、大阪府の平均を上回る結果となっております。特に社会で5.6ポイント、数学で6.2ポイント、英語で11.3ポイントも上回る良好な結果が出ております。中学3年生では、府平均との差が多く各市町村において小さくなっているのが見られるのですが、その中でも島本町に関しましては、府平均を上回る状況を維持しております。

また、アンケートの結果におきましても、授業がよくわかる、もしくはわかる、といった肯定的な回答が、府平均をほとんどの教科で上回っており、両校の学力担当教諭を中心とした先生方が、大阪府の授業改善研修に参加したり、校内での授業改善に向けた授業参観や研究授業の実施、さらに、地域支援本部との連携を密にした放課後学習会

での学力の底上げや、予習を中心とする家庭学習の充実支援など、様々な取組を実施することによって、好結果が出ているものと分析しております。

以上、説明させていただきました資料を、地域保護者への説明責任を果たすため、ホームページにて公開したいと思います。

また、来年、令和2年1月9日、中学1年生と2年生の大阪府チャレンジテストが実施されます。今後大阪府から、市町村別の調査結果が同様に公表される予定であります。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

今回の結果概要につきまして、さきほどの「全国学力・学習状況調査結果」もですが、わかりやすく報告を受けることができ、とてもうまく文章をまとめていらっしゃるなど感心いたしました。また、中学生のチャレンジテストですが、全体的に島本町の学力も大変良い傾向で、学力も上がってきておりますので、このまま学力の推移を拝見していきたいなと思っております。それと同時に、英語の授業なのですが、小学校の授業内容が難しくなっている反面、中学校の生徒たちが授業についていけるか、というところが懸念されますので、いずれのほうも併せて指導の方をよろしくお願ひしたいと思います。

教育推進課参事

新学習指導要領が、来年度に小学校で実施、再来年に中学校で実施される中で、小学校においては英語の教科化が実施される形となっております。小学校中学校教員ともに小中一貫の考えを入れながら、連携をとっていくというところで、授業改善、授業づくりを行っていきたいと思っております。

教育長

他にございませんか。

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年 第10回教育委員会定例会を閉会いたします。